

## 福祉医療費助成制度に係る条例施行規則の一部改正について（概要）

神戸市こども医療費助成制度、ひとり親家庭等医療費助成制度、（高齢）重度障害者医療費助成制度及び高齢期移行者医療費助成制度（以下、「福祉医療費助成制度」と言う。）では、兵庫県福祉医療費助成事業実施要綱（以下、「県要綱」と言う。）、神戸市こども医療費助成に関する条例、神戸市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例、神戸市重度障害者医療費助成に関する条例及び神戸市高齢期移行者医療費助成に関する条例の改正を踏まえて、以下のとおり、前記の条例にかかる施行規則の改正を予定しています。

### （１）税制改正への対応（重度障害者医療費助成制度・高齢期移行者医療費助成制度）

従来、ひとり親家庭の方で婚姻歴のない方（未婚のひとり親の方）には寡婦（夫）控除が適用されず、住民税の制度上の優遇措置がなかったため、重度障害者医療費助成制度及び高齢期移行者医療費助成制度において、税制上の寡婦（夫）とみなして控除を行い、所得判定を行っていました。

しかし、令和３年度の住民税からは、未婚のひとり親の方も税制上の優遇措置が受けられるようになったことから、前述の取扱いを廃止します。

### （２）訪問看護ステーションによる訪問看護の助成対象化（福祉医療費助成制度全体）

福祉医療費助成制度において、訪問看護ステーションによる訪問看護（訪問看護療養費）を助成対象に加えたことから、償還払い（払い戻し）ができるよう規定します。

また、加入する健康保険組合等から療養の給付を受けたときや、保険外併用療養費、特別療養費を支給されたときなど、規則で定める「特に必要があると認めるとき」を適用して償還払いを行ってきたものについて、よりわかりやすくなるよう条文に明記します。

### （３）受給者証の有効期限（こども医療費助成制度・ひとり親家庭等医療費助成制度）

福祉医療費助成制度において、受給者証の有効期限を原則として毎年６月３０日と定めていますが、６月３０日より前に資格を喪失する場合等についても例外的に規則で定めています。

今回、こども医療費助成において、新たに対象を高校生世代（入院のみ）まで拡充するため、中学３年生については、受給者証の有効期限を１５歳の誕生日到達後の３月３１日とします。

また、以下の場合についても例外規定として、その旨を明記します。

- ・こども医療費助成制度について、受給者が９歳到達後の最初の３月３１日までの間にある者である場合
- ・こども医療費助成制度・ひとり親家庭等医療費助成制度について、失業や震災等により一部負担金の免除が受けられる場合及びその他区長が特別の理由があると認める場合

### 施行予定日

令和３年７月１日

ただし、（３）については、令和３年１０月１日